

令和4年度

国の予算編成に対する重点要請書

令和3年6月

川崎市

特別自治市制度の創設について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを基本とする「特別自治市」制度を創設すること。
- 2 特別自治市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、道府県から指定都市への税財源及び権限の移譲を行うこと。

■ 要請の背景

- 現行の指定都市制度は、昭和31（1956）年の創設から60年以上が経過しており、この間、分権改革の進展に伴い、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていきます。しかし、広域自治体と基礎自治体という二層制の地方自治構造は変わっていません。
- さらに、指定都市には、事務配分の特例により、多くの道府県の事務・権限が移譲されているにもかかわらず、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、必要な財源について税制上の措置が不十分となっています。
- 今後見込まれる人口の減少、少子高齢化の進展等、様々な課題を解決していかなければならない中、地方が自ら決定し、実現するために必要な事務・権限、財源等を有した上で、実態に近づける形で、迅速かつ柔軟に一元的・総合的な財政運営を行えるよう特別自治市制度の創設が必要です。
- ただし、特別自治市制度の立法化までに一定の期間を要することが想定されることから、税財源の移譲などの財源確保を前提に、道府県から指定都市へ権限を移譲することが必要です。

■ 効果等

- 住民サービスの利便性向上、地域の実情を踏まえた課題解決
- 財政の自立、行政全体の経費節減

■ 広域自治体と基礎自治体の二層制の弊害

指定都市制度創設から60年以上が経過し、多くの権限が移譲されてきたが、この間二層制の地方自治構造は変わっていない

＜指定都市と道府県との間で事務・権限を分ける二層制の弊害＞

- 二重行政の発生
- 道府県が介在することで調整に時間を要する

効率的・効果的な行政運営ができない！

・二重行政の類型

重複型

広域自治体と基礎自治体が
・同一の公共施設を整備
・同一の施策を実施

分担型

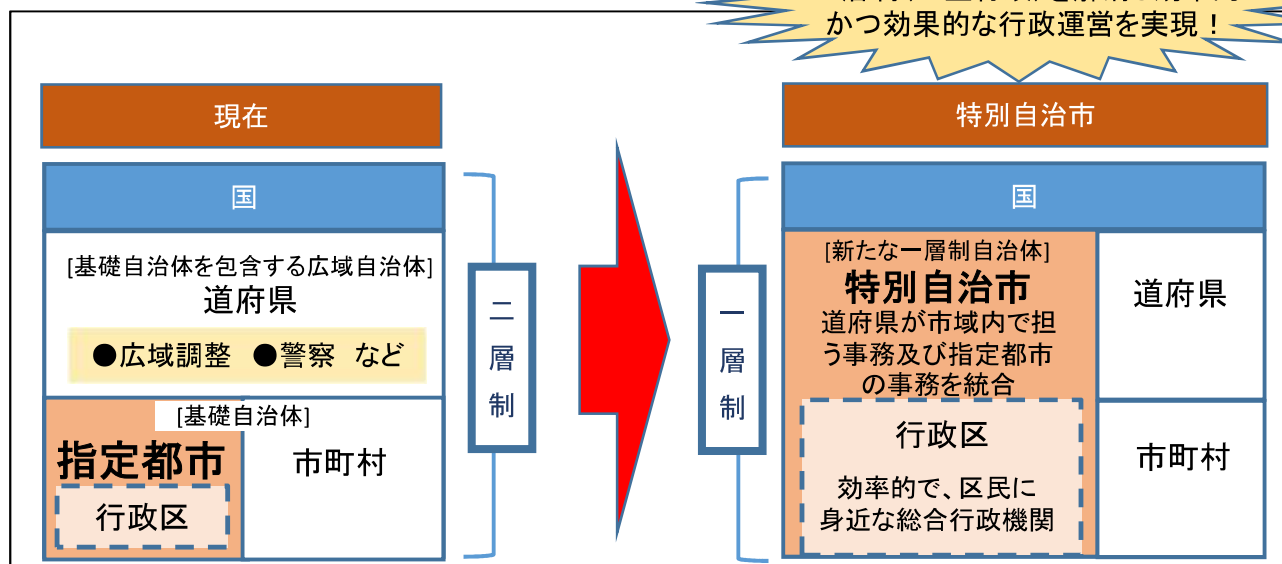
同一又は類似の行政分野で
広域自治体と基礎自治体に
事務・権限が分断

関与型

基礎自治体の事務処理に
広域自治体の関与等が存在

■ 特別自治市の姿

二層制(二重行政)を解消し効率的かつ効果的な行政運営を実現！



■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額 (令和3年度予算に基づく概算)

県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

240億円

地方自治法に基づくもの
個別法に基づくもの
(例：土木出張所)

左の経費に対する税制上の措置

195億円

45億円
(税制上の措置済額)

税制上の
措置不足額

注 県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

これに加え、県から指定都市への新たな事務移譲・権限移譲に伴う
所要額について税制上の措置が必要！！

この要請文の担当課／総務企画局広域行政・地方分権担当 TEL 044-200-0386
財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192